

## 平成 29 年度 第 2 回愛知医科大学病院医療安全外部監査委員会の結果報告

### 1. 対象期間及び実施日時

対象期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日

実施日時 平成 30 年 1 月 15 日（月） 13 : 30 から 15 : 00

### 2. 監査委員

黒神 聰 愛知学院大学 名誉教授

吉田 一平 長久手市 市長（インフルエンザのため欠席）

黒江 幸四郎 瀬戸旭医師会 会長

佐藤 啓二 愛知医科大学 学長

岡田 尚志郎 愛知医科大学 医学部長

監査の実施に先立ち、黒神委員長から、愛知医科大学病院医療安全外部監査委員会規程第 5 条第 1 項の副委員長の選出について、黒江幸四郎委員を副委員長に推薦したいとの提議があり、全会一致で承認された。

### 3. 監査の方法

医療安全に係る内部統制等が機能しているか等、医療安全管理の取り組み状況について、必要な是正措置を含む助言や指導を行う。

### 4. 監査結果

大学病院側より、平成 29 年度上半期の医療安全の取り組みや統計等の報告・説明を受け、活発な質疑応答が行われた。

監査の結果及び意見は、次のとおりである。

#### (1) 平成 29 年度第 1 回愛知医科大学病院医療安全外部監査委員会の指摘事項への対応について

##### ① 「研修医に対するインシデント報告の義務づけ」について

「義務づける」を「推奨する」に改められたことが確認された。

##### ② 「インシデント報告の職種間の報告数」について

医師からのインシデント報告割合が 12%となり、改善の傾向が認められた。

##### ③ 「中途採用者に対する教育」について

教育資料の電子化については既に改善され、アンケートについては改善の方針が決定したことが確認された。

#### ④「学生への医療安全教育」について

学生が一堂に会する講義室が不足することから、録画をインターネットに掲載して学生にも視聴できるようにする方針が確認された。

### (2) 平成 29 年度上半期活動状況の監査について

#### ① インシデント・アクシデント報告等の評価について

- ・ハイリスク薬の取扱いについて

医療安全アカデミー（月に1回程度開催）という研修会において、教育と注意喚起をしていることが報告された。

#### ② 医療安全管理報告書件数の評価について

・転倒件数が減少した理由として、転倒事案発生後、看護安全委員会と協力してラウンド・ヒアリングを行い、患者の行動、活動レベルを振り返るという取り組みをしている。この取り組みの成果によって、職員の安全意識の向上につながったことが、主要な要因と思われると報告された。

・薬剤関連抽出データの経験年数別報告件数では、経験年数0～1年の件数が多く、同じ間違いを繰り返す傾向にあると思われる。現場にフィードバックすべきであるため、新人看護師によるインシデントについては、看護安全委員会がNEWSを作成し、各部署に周知していると報告された。

・今後の改善策のために経験年数を重ねることによりインシデントが減少していくものか把握することが望ましい。

#### ③ 全死亡例の把握・特異事例報告の評価について

・平成 27 年度から、特異事例報告の運用が始まり、全ての死亡例を報告することとしている。医療に起因し、予期しなかった死亡については、アクシデント報告を併せて行うことが浸透し始めていることが報告された。

#### ④ 医療安全管理室活動の評価について

- ・医療安全管理室室員の室員について

医師については、もう1名増員を検討している。薬剤師については、専従化を予定していると報告された。

- ・インフォームドコンセントの強化について

インフォームドコンセント推進委員会において、各診療科別になっているインフォームドコンセントを要する治療のレベルについて、統一化の作業をし、作成された基準をもとに指導、院内通知、職員研修を行うことが望まれる。

・医療安全推進週間における催物など、愛知医科大学病院として工夫しているものがあり、独自の特色ある取り組みは、今後も積極的に継続して行ってほしい。

⑤ 医療安全対策改善計画書について

・医療安全対策改善計画書を立案し、それに基づき医療安全改善計画が進められていることが報告された。

⑥ 医薬品の安全管理体制について

・未承認・適応外・禁忌等に該当する医薬品を使用する際には、あらかじめ登録された患者IDあるいは、未承認新規医薬品使用報告書から使用患者を確認し、カルテから使用状況を確認していることが報告された。

・未承認新規医薬品の使用品目は多いが、未承認新規医薬品等評価部門に申請された医薬品は、未承認新規医薬品等評価委員会の審議を経て、前記評価部門で適否を決定し、病院長に報告する。病院長の認可後、未承認新規医薬品登録を行い、使用できることとしていると報告された。

⑦ 医療機器の安全管理体制について

・未承認新規医療機器の使用時の管理状況について

未承認新規医薬品等評価部門において、医療機器も含めて適正に管理していると報告された。

以上、平成 29 年度上半期の医療安全の取り組みや実施体制については、全体的に円滑に機能していると評価できる。